

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

名古屋市教育委員会規則第 4 号

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則（平成23年名古屋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条第 1 項関係）

職 員 の 範 囲	勤 務 時 間 の 割 振 り		休 憩 時 間	週 休 日
新しい学校づくり推進部子ども応援課に所属する指導主事のうち、中学校に勤務する者	A	1 日について午前 8 時 15 分から午後 4 時 45 分までの間において 7 時間 45 分とする。	1 日について 45 分とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1 日について午後 1 時から午後 9 時 30 分までの間において 7 時間 45 分とする。		

新しい学校づくり推進部子ども応援課に所属する指導主事のうち、高等学校に勤務する者	A	1日について午前8時30分から午後5時までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午後1時から午後9時30分までの間において7時間45分とする。		

備考

- 1 新しい学校づくり推進部子ども応援課に所属する指導主事のうち、中学校に勤務する者が宿泊を伴う業務に従事する場合における勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、この表にかかわらず、各職員について新しい学校づくり推進部子ども応援課長が定める。
- 2 新しい学校づくり推進部子ども応援課に所属する指導主事のうち、なごやか中学校に勤務することがない者にあつては、新しい学校づくり推進部子ども応援課に所属する指導主事のうち、中学校に勤務する者の項に掲げるB勤務を割り振らない。

別表第2 新しい学校づくり推進部教育相談課に所属する職員のうち、特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒並びにその保護者に対する教育相談及び専門的な支援の業務に従事する者の項の次に次のように加える。

新しい学校づくり推進部教育相談課に所属する職員のうち、子どもに関する関係機関との連絡調整等に関する業務に従事する者	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
---	----------------------------------	---------------	--------------

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。